

# 仕 様 書

- 1 件 名 再視聴用放送教材複製業務（2024年度新規開設科目）
- 2 請負期間 2024年2月1日から2024年3月29日
- 3 複製対象 2024年度新規開設科目 テレビ22科目 ラジオ28科目（詳細は別紙1を参照）
- 4 複製数量 DVD テレビ22科目×15枚×20セット=6,600枚  
CD ラジオ28科目×15枚×15セット=6,300枚
- 5 複製方法

## （1）盤面印刷済DVD・CDの支給

DVD・CDの盤面に科目名、講義回数等を印刷したものを2月上旬までに、発注者の指定する日時及び場所で支給するものとする。（別紙2参照）

なお、支給にあたってはスピンドルケースに収納するため、請負者は事前に発注者へ400個程度納品すること。

- ・マスターディスク用DVD（ガード無し） 22科目×15枚×1セット=330枚
- ・マザーディスク用DVD（ガード有り） 22科目×15枚×1セット=330枚
- ・再視聴用放送教材複製ディスク用DVD（ガード専用メディア）  
22科目×15枚×20セット=6,600枚
- ・再視聴用放送教材複製ディスク用CD 28科目×15枚×15セット=6,300枚

## （2）複製用マスターの貸与

テレビ科目については複製用マスターデータ（WMVファイル）、ラジオ科目については複製用マスターディスクをそれぞれ発注者の指定する日時及び場所で貸与するものとする。

- ・複製用マスターの収録フォーマット

### 【WMVファイル】

ファイルサイズ：約2 Gbyte、ビデオの解像度：1920 x 1080

フレームレート：30FPS、アスペクト比 ピクセル比 16：9

ファイル名「科目コード\_回数.WMV」（科目コードは別紙1を参照）

### 【エンコード詳細】

ビデオエンコードタイプ：CBR、ビデオビットレート：7 mbps、オーディオビットレート：128kbps、

オーディオサンプルレート：48kHz、チャンネルモード：ステレオ

- ・複製にあたり、本学から貸与する複製用マスターの確認を行い、不良等がある場合は本学に連絡をすること。
- ・複製用マスターの仕様に変更が生じた場合は、発注者・請負者で協議の上、定めるものとする。
- ・複製用マスターの受渡しについては、完成したのから随時ポータブル型HDDにて受渡すものとする。
- ・複製用マスターの貸与時期は、原則として2月上旬より数科目程度（予定）とし、原則として納品期限の5営業日までに（週あたり最大9科目程度）貸与する。ただし、複製用マスター制作の都合上、3月中旬以降に集中する可能性がある。
- ・なお、必ずしも科目単位（第1回から15回）に限らず、授業回を分散して貸与する場合がある。

### (3) 複製方法

- ・DVDビデオ形式（16：9）で複製する。
- ・貸与した複製用マスターからオーサリングを施し、マスターディスクを作成すること。その際、出力設定のサイズは704×480にすること。
- ・オーサリングを実施後、ノイズ・映像の乱れがないか必ず確認を行うこと。
- ・再視聴用DVDは、無断複製を防止するためのコピーガードを施すものとする。
- ・なお、再視聴用放送教材複製の過程で作成された「マスターディスク（コピーガード無し）」と「マザーディスク（コピーガードあり）」それぞれ1セットも併せて納品するものとする。（別紙3を参照）
- ・複製過程においてディスクに不備が発生した際には、請負者で調達し補填する。

### (4) 納品方法

DVD・CDは50枚収納用スピンドルケースでの納品とする。

### (5) 納品場所

放送大学学園本部学務部学習センター支援室に納品するものとする。

### (6) 納品期限

2024年3月29日（金）

- ・週あたり135本（9科目分）×20セット=2,700枚を処理する能力を有し、発注者の指定する期限までに納品を完了すること。
- ・発注者からの指定がない場合は、原則として複製用マスターを貸与した日から5営業日以内に納品まで完了すること。
- ・なお、複製用マスターの返却はマスターディスク（コピーガード無し）とともに、速やかに行うこと。
- ・その他については、発注者・請負者で協議するものとする。

## 6 その他

- ・単価契約（DVD・CDを各1枚あたり）とし、複製数量は減の可能性のあるものとする。
- ・業務を請け負った者は、業務の全部について、一括して第三者に請け負わせたり、一括して第三者に再委託してはならない。
- ・業務の一部を第三者に対して請け負わせたり再委託をする場合、業務を請け負う者は、あらかじめ所定の事項について本学園に申請した上で、承認を得なければならない。
- ・貸与した複製用マスターのデータを依頼目的以外にみだりに複製しないこと。作業上、複製が必要な場合でも、納品時には全て消去すること。請負者が違反し、データ等を他者が有し、本学園または関係者が損害を被った場合には、本学園は請負者に対して損害賠償を請求し、かつ本学園が適切と考える必要な措置を取ることができるものとする。
- ・貸与した複製用マスターを適正に管理するとともに、紛失や破損等した場合は、発注者と協議の上、発注者は損害賠償等を請負者に請求することができる。
- ・複製作業は、全て自社工場にて行うこと。
- ・業務用複製機材の設備を有し、同等の契約を元請けとして12か月以上継続して行った実績を有すること。
- ・検査の結果、納品された成果物が、仕様書の内容を満たさない状態等であると判断した場合には、発注者より口頭又は書面により改善要求を行うとともに、今後の対応への改善計画書を提出させることがある。また、請負者の責に帰する事由により、発注者に損害を与えた場合は、損害賠償請求等を行うこともある。

なお、請負者が改善要求等に従わない場合、及び、本学の担当者が、請負者が提出した改善計画書に基づき履行状況の確認をした結果、改善計画書に基づかない履行をしていることが判明した場合には、契約条項等に基づき契約を解除できるものとする。

- 仕様書に定めがない事項について必要があるときは、発注者・請負者で協議の上、定めるものとする。